

自主防災組織 活動の手引き

稲城市

令和5年9月 作成

1. 自主防災組織とは	・・・	P 1
2. 自主防災組織の必要性	・・・	P 1
3. 平常時の活動について	・・・	P 2
(1) 防災知識の広報・啓発活動	・・・	P 2
(2) 地域の災害危険箇所の把握	・・・	P 3
(3) 防災訓練	・・・	P 4
(4) 防災資機材等の整備	・・・	P 5
(5) 避難行動要支援者の支援対策について	・・・	P 6
4. 地震災害時の活動	・・・	P 7
(1) 情報の収集・伝達	・・・	P 8
(2) 出火防止・初期消火	・・・	P 8
(3) 救出・救護活動	・・・	P 9
(4) 避難誘導	・・・	P10
(5) 給食・給水	・・・	P10
(6) 避難所の設営・運営	・・・	P11
5. 風水害時の活動	・・・	P13
(1) 情報の収集・伝達	・・・	P14
(2) 避難及び避難所運営	・・・	P15

稲城市自主防災組織育成指導要綱に基づく資料

自主防災組織における役割について	・・・	資料1
防災資機材	・・・	資料2
自主防災組織結成届（様式第1号）	・・・	資料3
自主防災組織変更届（様式第2号）	・・・	資料4
防災資機材給付・貸与申請書（様式第3号）	・・・	資料5
防災資機材点検表（様式第6号）	・・・	資料6

※ 様式は稲城市のホームページに掲載しており、ダウンロードができます。

1. 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動をする組織のことをいいます。

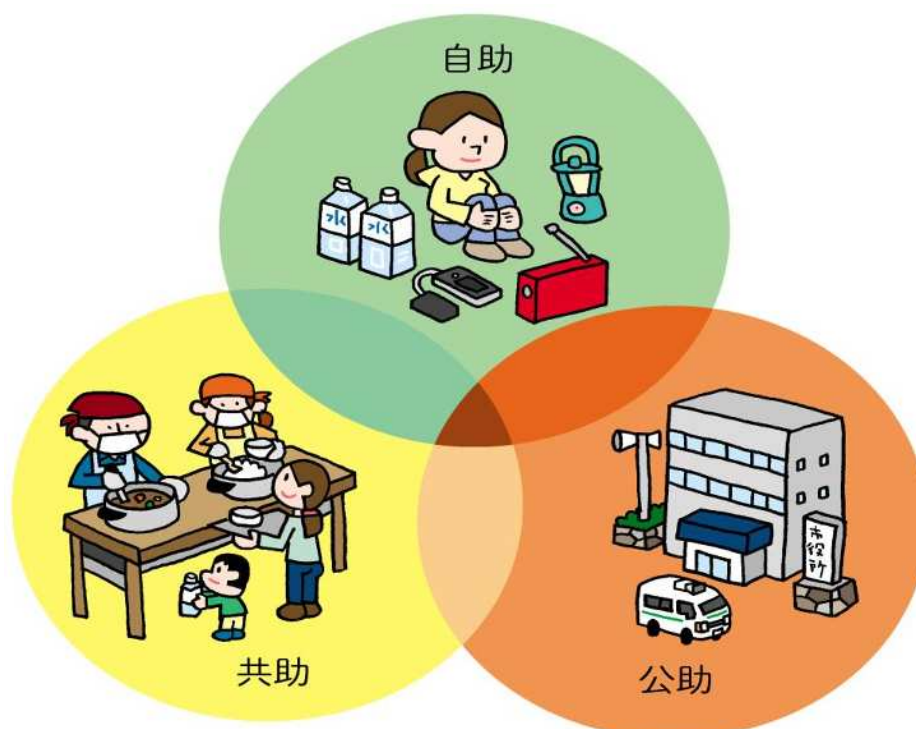
2. 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、市や国・都など行政による対応（公助）だけでは限界があります。

また、道路の寸断やライフラインの停止などにより、本来の活動能力が制限され、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合や、行政自身も被害を受けていることが考えられます。

そのため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

そして、「自助」、「共助」、「公助」の連携により、市民、地域、行政がそれぞれの立場に応じた対策を講じることで被害の軽減を図ることができ、特に、自主防災組織が担う共助の取り組みが、被害軽減の核となります。



3. 平常時の活動について

(1) 防災知識の広報・啓発活動

① 地域ぐるみでの防災意識の向上

あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を向上することで、自主防災組織の担い手の育成や、組織の活性化につながります。

- 防災をテーマにした会合、研修会の開催・参加
- 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり
- 防災機関等の講演会や研修への参加
- 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布
- マイ・タイムラインの作成や促進

② 家庭内の安全対策

防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠です。

また、家庭における防災対策は、防災意識や危機意識の風化に伴い、具体的な行動に結びつかない状況もみられるため、自主防災組織として継続的に取り組むべき活動です。

- 建物の耐震診断・耐震補強
- 家具等の転倒、落下防止
- 防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- 住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策
- 火気使用設備器具等の点検

（２）地域の災害危険箇所の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。把握した危険箇所を、想定される被害や防災拠点等とあわせて、地域の防災マップとしてまとめおくと、実際の災害時に役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待できます。

- 防災マップを活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。
- 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険地域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
- 地域の実態に即した消防活動、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。
- 地域の消火栓や防火水槽等の消防水利の所在を確認する。
- 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。

地域の災害危険箇所の把握には防災まち歩きを行いましょう！！

防災まち歩きとは、「災害が起きたらどうなるか？」といった視点で地域を歩き、災害危険箇所や防災資源を確認することです。参加者同士で意見交換をすることにより、新しい発見や、地域内で情報を共有することができます。



(3) 防災訓練

防災訓練は、自主防災組織の活動において核となる重要なものであり、防災計画に基づき実施します。

情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、給食・給水訓練等があり、各班において知識・技術の習得に向け、繰り返し行う必要があります。

① 情報収集・伝達訓練

地域住民からの情報や地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集し、その情報を市や行政機関等と共有します。

② 消火訓練

まと等を使用して、消火器、バケツ等により消火するなど、消火用資機材の使用方法及び消火技術を習熟します。

③ 救出・救護訓練

バールやジャッキ等の救助用資機材の使用方法及び負傷者等の応急手当の方法、救護所への搬送方法等について習熟します。

④ 避難訓練

避難経路や避難場所を確認するとともに、避難の要領を把握し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにします。その際、避難行動要支援者への対応も確認します。また、避難等で自宅を離れる際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めておくことを再確認します。

⑤ 給食・給水訓練

炊き出し釜の使用等限られた資機材を有効に活用して食糧を確保する方法、技術を習熟します。また、避難所の給水栓を活用した応急給水や指定給水拠点により飲料水を確保する方法を確認します。

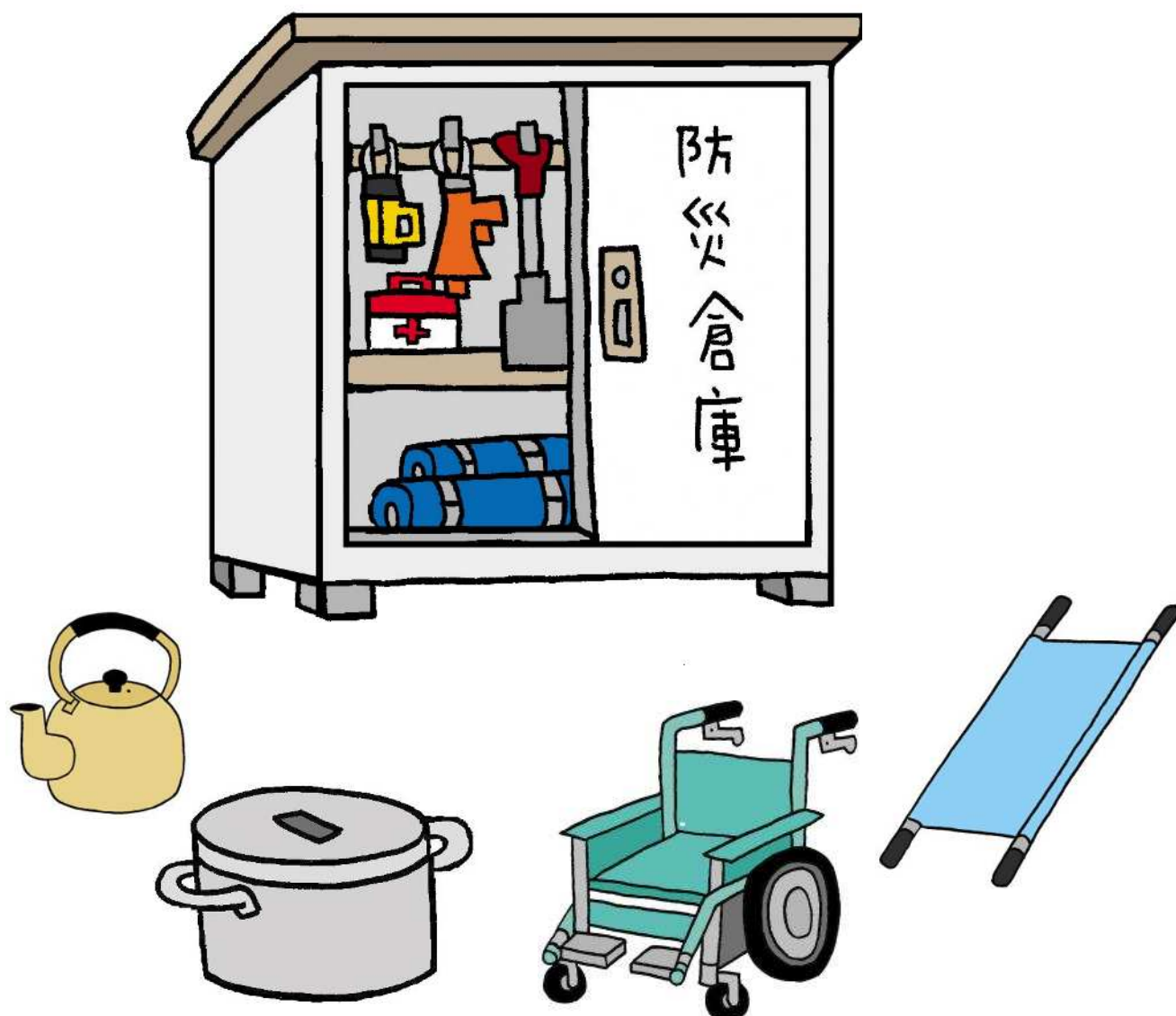
⑥ 避難所設営・運営訓練

災害時の避難所の設営及び運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が関わるのが想定されることから、避難所の設営・運営や避難者の生活支援の方法について訓練を行います。また、避難所での生活を訓練で体験することを通じて、避難の際の所持品や平時からの準備について考え、地域住民の防災意識を高めることができます。

（４） 防災資機材等の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかねばなりません。その場合、地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、市の防災担当部署等の指導を受けながら十分検討することが必要です。

なお、資機材の保管、管理にあたっては、用途、目的に合わせ、防災拠点での管理や地域ごとの分散管理を行い、地域の実情に応じて最も機動的かつ迅速に利用できるよう維持管理に努める必要があります。



(5) 避難行動要支援者の支援対策について

① 地域内の避難行動要支援者の把握

地域社会において避難行動要支援者の安全を確保することは、地域全体の安全を向上させることにもつながることから、避難行動要支援者の状況を知る行政や福祉関係団体等と連携しながら対策に取り組む必要があります。

避難行動要支援者について

避難行動要支援者とは、当該地域に居住する高齢者、障害者その他の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方のことを言います。

市では、避難行動要支援者の状況を日頃から把握し、災害時にいち早く安否確認ができ、迅速な初期支援活動につなげるための市民相互支援ネットワークづくりをしており、手上げ方式による避難行動要支援者登録名簿を作成しています。

② 避難行動要支援者への支援方法の整理

自主防災組織においては、「みんなが助かる 誰ひとり取り残さない」ための取り組みとして、市や他の団体、ケアマネージャーなどの関係者と連携して、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と打ち合わせを行った上で、災害時に「誰が、どこに、どのように避難支援をするか」、情報の伝達方法、避難先、避難のタイミング、避難所までの経路・交通手段、支援する人などを整理しておく必要があります。また、こうした支援方法が実際に機能するか、定期的な訓練を通じて点検し、必要があれば更新・改良することが重要です。

③ 災害時の外国人支援など

外国人については、日本語を話せないことや、被災地の地理や事情に不慣れなため、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、自主防災組織においては、地域に居住する外国人を考慮に入れた活動を行う必要があります。同様に妊産婦や乳児・幼児など、災害時に支援が必要となるかもしれない人々についても幅広く考慮しながら活動することが求められます。

4. 地震災害時の活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動を行う必要があります。自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます。また、災害時の活動においては、自身及び家族の安全を確保した上で実施されることが前提です。

時系列による地震災害時の活動（例）

	災害時の状況	自主防災組織の活動
発生前		○防災計画の策定 ○防災知識の普及 ○防災訓練の実施 ○資機材等の整備 ○災害危険箇所、避難行動要支援者の把握など
発生直後	～ 災害発生直後 ～ 地域で救助活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者となる。生命の危機、生活環境の破壊に対し、自助と地域住民の共助が活動の中心となる。	○自身と家族の安全確保 ○安否確認 ○出火防止 - など
数時間後	～ 災害発生から数日間 ～	○初期消火 ○救出・救護 ○避難誘導 ○被害情報の収集・伝達 - など
数日後	行政や公的機関による緊急対応や自主防災組織としては消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。 また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期となる。	○避難所運営 ○給食・給水 ○防疫・衛生管理 ○避難中の防犯活動 - など

（１） 情報の収集・伝達

地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が必要不可欠となります。市と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるよう、自主防災組織には災害情報の中継点としての役割が求められます。

このため、自主防災組織は、防災計画により情報班をおき、伝達係、収集係の責任者を指定し、指定避難所の MCA 無線を活用するなど情報伝達手段を明確にしておくことが必要です。

（２） 出火防止・初期消火

① 出火防止

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくします。地震発生時に火災を起こすことがなければ、火に追われて避難することもなく、負傷者を落ち着いて救護することが可能となります。

地震の揺れを感じたら、すぐに火を消し、揺れが収まったら、ガスの元栓の閉止や電気のブレーカーを落とし、通電火災等の出火防止対策をしましょう。

② 初期消火

大規模な地震発生時の消防機関の活動は、建物の倒壊や地割れ、停止車両等による消防車の通行不能道路の発生、火災の同時多発、水道管切損による消火栓の使用不能等、通常の火災より制限される可能性があります。

したがって、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要があります。

消火班の活動基準

- 地震が発生した場合、各消火班は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、速やかに集合場所に参集する。
- 組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第、出火場所に出動し、消火器等で消火活動を開始する。
- 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- 消防機関が到着したら、その指示に従う。

(3) 救出・救護活動

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生じます。自主防災組織としては、倒壊物や瓦礫の下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援が求められます。

また、大規模地震発生時には救急車の出場要請が同時に集中し、119番が「話し中」となり、出場した救急車も建物倒壊による通行不能や道路混雑のため、思うように活動できなかった事例もあるため、自主防災組織の防災計画においては、負傷者に対する救出・救護計画を定めておく必要があります。

救出・救護活動の留意事項

- 大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合は、速やかに消防機関等に出場を要請する。
- 状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努める。
- 倒壊した建物などに下敷きになった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。
- 避難行動要支援者名簿やマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。
- 大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合は、速やかに消防機関等に出場を要請する。
- 重傷者が出た場合は、直ちに医療機関また応急救護所へ搬送する。

稲城市の医療救護所

緊急医療救護所	稲城市立病院	発災後速やかに設置。主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。
一次医療救護所	平尾小学校 稲城第三中学校 稲城市総合体育館	発災から概ね 72 時間までに避難所内に設置。
二次医療救護所	稲城第一中学校 稲城第二中学校 稲城第四中学校 稲城第六中学校	災害状況に応じて、発災から概ね 72 時間以降に避難所内に設置

（４） 避難誘導

災害時における避難行動において、自主防災組織が担う役割として避難誘導があげられます。被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、安全な避難経路が異なるため、正確な情報把握に努める必要があります。

避難誘導班を中心に、避難の呼びかけや高齢者・障害者、子ども、負傷者などに対する避難支援を行います。また、指定緊急避難場所や指定避難所に至るまでの経路や一時避難場所（地域の一時集合場所）について、予め確認しておく必要があります。

（５） 給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足することが予想されることから、自主防災組織としては、避難所等での安全・安心な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要があります。

住民への給食・給水にあたっては、避難行動要支援者や自宅で避難生活を送っていても、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人等の避難所外被災者についても、支援の対象とする必要があります。

給食・給水活動の留意事項

- 自分で水や食事を取りにくることができない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人への配慮。
- 高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える。

災害時給水ステーション（給水拠点）

施設名	所在地	配水池の容量	確保水量
向陽台給水所	向陽台六丁目 16 番地	6,000 m ³	2,000 m ³
坂浜配水所	坂浜 816 番地	4,530 m ³	1,510 m ³
若葉台給水所	若葉台一丁目 19 番地	6,500 m ³	2,160 m ³

（６） 避難所の設営・運営

避難所は、災害発生後において、災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものとなります。

避難所では、多くの避難者が限られた空間で生活することとなるため、避難所における「生活の質」を確保するためにも、避難所の設置後、速やかに避難者による自主的な運営に移行することが必要です。平時から、自主防災組織等の地域住民を主体とする避難の運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員の役割分担を明確化する必要があります。

避難所で提供する生活支援（例）

分野	避難所の機能	考慮すべき事項
生活基盤	安全の確保	施設の安全面を確認したうえで、迅速・確実に避難者を受け入れる。
	物資の提供	必要な物資等が均等に行き渡るようにする。
	生活場所の提供	季節や時期に応じた寒暖対策やプライバシーに配慮する。
保険・医療・衛生	健康の確保	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	衛生的な環境の確保	避難者の生活が続く限り、継続する必要がある。
情報	情報提供	時間の経過とともに必要とされる情報は変化することに留意する。
	コミュニティの維持・形成	避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるよう調整に努める。

震災時の指定避難所

地区	名称
矢野口	稲城第三中学校
	稲城第七小学校
	南山小学校
	第二文化センター
	松葉集会所
	矢野口コミュニティ防災センター
	公益社団法人九段盡性園
東長沼	稲城第一小学校
	中央文化センター
	第四文化センター
大丸	稲城第三小学校
	稲城第六小学校
	大丸地区会館
百村	稲城第一中学校
	百村コミュニティ防災センター
坂浜	稲城第二中学校
	稲城第二小学校
	坂浜コミュニティ防災センター
平尾	平尾小学校
	複合施設ふれんど平尾
	第三文化センター
押立	第四中学校
	第四小学校
	押立ふれあい会館
向陽台	稲城第五中学校
	向陽台小学校
	城山小学校
	城山文化センター
長峰	長峰小学校
	稲城市総合体育館
	長峰コミュニティ防災センター
若葉台	稲城第六中学校
	若葉台小学校

5. 風水害時の活動

風水害時においても、地震災害時と同様に、時期に応じた的確な活動を行う必要がありますが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって大規模な被害を抑えることが可能です。

したがって、風水害時の活動の内容については、避難後の行動など、地震災害時の活動を基本とするほか、次のような事前活動が求められます。

風水害時の主な活動（例）

	災害時の状況	自主防災組織の活動
発生前	ラジオ、テレビなどの気象情報に注意し、避難情報に備えて行動する。 地域の災害状況（河川の水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。 	○住民への避難の呼びかけ ○土のう積み等、被害を抑えるための活動 ○避難行動要支援者の避難支援など
発生直後	早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等実施する。 状況に応じて水防活動、救出・救護活動を実施する。	○水防活動 ○安否確認や被害についての情報収集 ○救出活動 ○負傷者の手当・搬送 ○避難所運営など

(1) 情報の収集・伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となります。特に、風水害時の避難に関する情報は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もあるため、自主防災組織が早めにこうした情報を住民に伝える必要があります。

避難情報と住民がとるべき行動

避難情報等	地域の状況	住民等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに身の安全確保 避難所等への避難がかえって危険である場合緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	災害のおそれが高い	危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難行動要支援者及びその避難を支援する者 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 ハザードマップにより、地域の災害リスク、避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備えて自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への備えを高める。

(2) 避難及び避難所運営

風水害時の避難については、被害情報を正確に把握し、安全な経路での避難行動が求められます。また、開設される避難所は、地域によって地震災害時とは異なるため、注意が必要です。

風水害時の避難所の開設・運営については市職員が行いますが、避難情報に応じて多くの住民が同時に避難してくる場合もあるため、避難者を迅速に受け入れるために自主防災組織の協力が求められます。

風水害時の指定避難所

地区	名称
矢野口	稲城第三中学校
	南山小学校
東長沼	中央文化センター
百村	稲城第一中学校
	百村コミュニティ防災センター
坂浜	稲城第二中学校
	稲城第二小学校
	坂浜コミュニティ防災センター
平尾	平尾小学校
	複合施設ふれんど平尾
	第三文化センター
向陽台	稲城第五中学校
	向陽台小学校
	城山小学校
	城山文化センター
長峰	長峰小学校
	稲城市総合体育館
	長峰コミュニティ防災センター
若葉台	稲城第六中学校
	若葉台小学校

自主防災組織における役割について（例）

編 成 班 名	平 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
総 務 班	●全体調整 ◆年間防災行事計画の作成 ◆防災関係機関等との連絡調整 ◆組織の役割の整備 ◆災害時要援護者の把握	●全体調整 ◆対策本部の設置 ◆各班の活動内容の指示 ◆防災関係機関等への情報提供及び協力 ◆被害・避難状況の全体把握 ◆避難所の運営
情 報 班	◆防災意識の啓発、高揚 ◆情報の収集・伝達方法などの広報活動訓練	◆出火防止をはじめとする被害軽減のための広報活動 ◆被害状況把握及び取りまとめ ◆防災関係機関等からの重要情報の伝達
消 火 班	◆出火防止の啓発 ◆消火訓練の実施 ◆消火用具の点検 ◆災害時の活動体制の研究	◆消火用具の準備 ◆初期消火活動 ◆防災関係機関等が行う消火活動への協力
救 出 ・ 救 護 班	資機材調達・整備	◆負傷者等の救出 ◆救護活動
避 難 誘 導 班	避難路等点検	◆住民の避難誘導活動
給 食 ・ 給 水 班	器具の点検	◆水、食糧等の配分 ◆炊出し等の給食給水活動
連 絡 調 整 班	近隣の自主防災組織、他関係団体との事前調整	他関係団体との調整
物 資 配 分 班	個人備蓄の普及啓発活動	◆物資配分 ◆物資需要の把握
清 掃 班	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛 生 班	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安 全 点 検 班	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防 犯 ・ 巡 回 班	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
その他、防災活動に必要な班		

防災資機材

稲城市から自主防災組織に貸与又は給付する資機材（例）

種 別	品 名	数 量	給付・貸与
避難誘導資機材	のぼり旗	1 本	給付
	腕章	20 枚	給付
	ヘルメット	20 個	給付
	避難誘導棒	2 本	給付
情報伝達資機材	トランジスタメガホン	1 台	給付
初期消火資機材	消火器	10 本	給付
救助用資機材	発電機	1 台	貸与
	投光機	2 台	給付
	コードリール	1 台	給付
	脚立	1 脚	給付
	バール	2 本	給付
	のこぎり	2 本	給付
	かけや	2 本	給付
	スコップ	5 本	給付
	つるはし	3 本	給付
	ロープ	1 巻	給付
	大ハンマー	1 本	給付
	ボルトクリッパー	2 本	給付
	カナテコ	2 本	給付
	ジャッキ（1ト）	2 台	給付
	ジャッキ（2ト）	2 台	給付
	担架	2 台	給付
	チェーンソー	1 台	貸与

	下肢切創防止用保護衣	1 着	給付
	万能オノ	1 本	給付
	土のう用杭	100 本	給付
	混合容器	1 個	給付
	一輪車	1 台	給付
	2サイクルオイル	1 缶	給付
	燃料携行缶	1 缶	給付
	土のう袋	100 枚	給付
	作業工具セット	1 個	給付
	ラジオ付小型ライト	1 台	給付
救護用資機材	防水シート	5 枚	給付
	多人数用救急箱	1 箱	貸与
	毛布	20 枚	給付
	リヤカー	2 台	貸与
	簡易トイレ	4 基	給付
	テント	1 張	貸与
給食・給水資機材	炊き出し釜	1 台	貸与
	炊き出し袋	500 枚	給付
	ポリタンク	20 個	給付
収納倉庫	防災倉庫	1 棟	貸与

※ 貸与されている防災資機材の数は組織の規模によって違いがあります。自分たちの自主防災組織には、実際にどのような資機材が配備されているか、把握しておきましょう。

※ 防災資機材の点検は1年に1回以上点検を実施しましょう。

1 避難誘導資機材

(1) のぼり旗



(2) 腕章



(3) ヘルメット



(4) 避難誘導棒



2 情報伝達資機材

(5) トランジスタメガホン



3 初期消火資機材

(6) 消火器



4 救助用資機材

(7) 発電機・投光器（三脚付き）



(8) コードリール



(9) 脚立



(10) バール



(11) のこぎり



(12) かけや



(13) スコップ



(14) つるはし



(15) ロープ



(16) 大ハンマー



(17) ボルトクリッパー



(18) カナテコ



(19) ジャッキ (1トン)



(20) ジャッキ (2トン)



(21) 担架 (四つ折)



(22) 担架 (布)・収容袋



(23) チェンソー



(24) 下肢切創防止用保護衣



(25) 万能オノ



(26) 土のう用杭



(27) 混合容器



(28) 一輪車



(29) 2サイクルオイル



(30) 燃料携行缶 (10 リットル)



(31) 土のう袋



(32) 作業工具セット



(33) ラジオ付小型ライト



5 救護用資機材

(34) 防水シート



(35) 多人数用救急箱



(36) 毛布



(37) リヤカー



(38) 簡易トイレ



(39) テント



6 給食・給水資機材

(40) 炊き出しレンジセット



(41) 炊き出し袋



(42) ポリタンク



7 収納倉庫

(43) 防災倉庫



様式第1号（第5条関係）

年 月 日

稲 城 市 長 殿

組 織 名

代 表 者 住 所

代 表 者 名

電 話 番 号

自 主 防 災 組 織 結 成 届

自主防災組織を結成したので、稲城市自主防災組織育成指導要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 結 成 年 月 日 年 月 日

2 組 織 の 規 約

3 役 員 名 簿

4 組 織 図

5 当該地域の地図

6 防 災 計 画

※ 様式は稲城市のホームページに掲載しており、ダウンロードができます。
この様式は、自主防災組織を初めて結成する際に、必要となる届出です。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

稲 城 市 長 殿

組 織 名

代 表 者 住 所

代 表 者 名

電 話 番 号

自 主 防 災 組 織 変 更 届

自主防災組織に係る事項を変更したので、稲城市自主防災組織育成指導要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

変更年月日

年 月 日

変 更 事 項（該当する□の中にレ印を付けて、資料を添付してください。）

☐ 組 織 の 規 約

☐ 役 員 名 簿

☐ 組 織 図

☐ 当該地域の地図

☐ 防 災 計 画

☐ そ の 他 （ ）

※ 様式は稲城市のホームページに掲載しており、ダウンロードができます。
この様式は、自主防災組織の役員に変更が生じた際に、必要となる届出です。

様式第 3 号（第 12 条関係）

年 月 日

稲 城 市 長 殿

組 織 名

代 表 者 住 所

代 表 者 名

電 話 番 号

防 災 資 機 材 給 付 ・ 貸 与 申 請 書

稲城市自主防災組織育成指導要綱第 12 条の規定により、下記の防災資機材の
給付・貸与を申請します。

記

1 給付を申請する防災資機材の品名・数量

品 名	数 量	品 名	数 量
のぼり旗	本	ジャッキ（1トン）	台
腕章	枚	ジャッキ（2トン）	台
ヘルメット	個	担架	台
避難誘導棒	本	万能オノ	本
トランジスタメガホン	台	土のう用杭	本
消火器	本	混合容器	個
投光機	台	一輪車	台
コードリール	台	2 サイクルオイル	缶
脚立	脚	燃料携行缶	缶
バール	本	土のう袋	枚
のこぎり	本	作業工具セット	個
かけや	本	ラジオ付小型ライト	台
スコップ	本	防水シート	枚
つるはし	本	毛布	枚
ロープ	巻	簡易トイレ	基
大ハンマー	本	炊き出し袋	枚
ボルトクリッパー	本	ポリタンク	個
カナテコ	本	下肢切創防止用保護衣	着

2 貸与を申請する防災資機材の品名・数量

品名	数量	品名	数量
発電機	台	テント	張
チェンソー	台	炊き出し釜	台
多人数用救急箱	箱	リヤカー	台
防災倉庫	棟		

※ 様式は稲城市のホームページに掲載しており、ダウンロードができます。
この様式は、防災資機材の給付又は貸与を希望する際に、必要となる申請書です。

申請後、防災課内で審査後、給付又は貸与を決定しますので、必ずしも申請通りに給付又は貸与されるとは限りません。

様式第 6 号（第 16 条関係）

防 災 資 機 材 点 検 表

自主防災組織

品 名	給付数	確認数	誤差	状 態
のぼり旗	本	本		良・不良（ ）
腕章	枚	枚		良・不良（ ）
ヘルメット	個	個		良・不良（ ）
避難誘導棒	本	本		良・不良（ ）
トランジスタメガホン	台	台		良・不良（ ）
消火器	本	本		良・不良（ ）
投光機	台	台		良・不良（ ）
コードリール	台	台		良・不良（ ）
脚立	脚	脚		良・不良（ ）
バール	本	本		良・不良（ ）
のこぎり	本	本		良・不良（ ）
かけや	本	本		良・不良（ ）
スコップ	本	本		良・不良（ ）
つるはし	本	本		良・不良（ ）
ロープ	巻	巻		良・不良（ ）
大ハンマー	本	本		良・不良（ ）
ボルトクリッパ	本	本		良・不良（ ）
カナテコ	本	本		良・不良（ ）
ジャッキ（1トン）	台	台		良・不良（ ）
ジャッキ（2トン）	台	台		良・不良（ ）
万能オノ	本	本		良・不良（ ）
土のう用杭	本	本		良・不良（ ）
混合容器	個	個		良・不良（ ）
一輪車	台	台		良・不良（ ）
2サイクルオイル	缶	缶		良・不良（ ）
燃料携行缶	缶	缶		良・不良（ ）
土のう袋	枚	枚		良・不良（ ）
作業工具セット	個	個		良・不良（ ）
ラジオ付小型ライト	台	台		良・不良（ ）
防水シート	枚	枚		良・不良（ ）
毛布	枚	枚		良・不良（ ）
簡易トイレ	基	基		良・不良（ ）
炊き出し袋	枚	枚		良・不良（ ）
ポリタンク	個	個		良・不良（ ）
担架	台	台		良・不良（ ）
下肢切創防止用保護衣	着	着		良・不良（ ）

品 名	貸与数	確認数	誤差	状 態
多人数用救急箱	箱	箱		良・不良（ ）
リヤカー	台	台		良・不良（ ）
テント	張	張		良・不良（ ）
炊き出し釜	台	台		良・不良（ ）
発電機	台	台		良・不良（ ）
チェンソー	台	台		良・不良（ ）

点検日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 点検者 _____ (ほか _____ 人)

- 1 防災資機材の点検は、1年に1回以上実施して下さい。
- 2 防災資機材点検表を1年に1回、防災課防災係に提出してください。
- 3 役員の変更時は、後任の方に点検結果の引継ぎをして下さい。

Tel 042-377-7119 内線 33・34 防災課防災係

※ 様式は稲城市のホームページに掲載しており、ダウンロードができます。
この様式は1年に1回、防災課防災係へ提出が必要となる届出です。

※参考文献

- ・ 総務省消防庁
「自主防災組織の手引き - コミュニティと安心・安全なまちづくり - 」
「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」
- ・ 財団法人 日本防火協会
「コミュニティ防災活動の手引き」
- ・ 内閣府 防災情報のページ（ホームページ）

稲城市消防本部防災課 防災係

〒206-8601

稲城市東長沼2111番地

TEL : 042-377-7119

FAX : 042-377-0119

E-Mail : shoubousai@city.inagi.lg.jp